

# 2010年9月研究会

日 時：2010年9月18日（土）10:00～12:00

会 場：同志社大学 寒梅館6F 会議室

講演者：野村亜紀子（野村資本市場研究所 主任研究員）

演 題：「米国における事業承継へのイソップ（ESOP）の活用」

司 会：桑木小恵子（同志社大学 ITEC）

主 催：一般社団法人事業承継学会

同志社大学技術・企業・国際競争力研究センター（ITEC）

## 講師プロフィール

野村亜紀子（野村資本市場研究所 主任研究員）

1991年、東京大学教養学部教養学科卒業。同年4月、野村総合研究所入社。NRI アメリカ ワシントン支店、野村総合研究所 資本市場研究部を経て、2004年4月の野村資本市場研究所発足に伴い転籍。専門分野は、年金制度、資産運用業界、証券市場制度。主な共著書に『総解説 米国の投資信託』（日本経済新聞社、2008年）、『30分で読める 働く人のための資産形成読本』（東洋経済新報社、2006年）がある。



## 事務局報告

本研究会は、事業承継学会と同志社大学 ITEC との共催という形で開催されました。

今回は、野村資本市場研究所の野村亜紀子氏をお招きし、国際比較の視点から、米国の非公開企業において活用されている ESOP（Employee Stock Ownership Plan）と呼ばれる自社株報酬制度の実態について、事業承継との関わりを中心に講演いただきました。ご講演内容の要点は以下の通りです。

- ・米国の ESOP は、日本の従業員持株会と似て異なる制度である。ESOP は、自社株報酬制度であり、コーポレート・ファイナンスのツールであり、事業承継のツールでもある。
- ・ESOP は様々な税制措置を付与されている。企業拠出は損金算入可能であり、従業員が退職年齢に達し引き出すまで、課税が繰り延べられる。また、ESOP への支払い配当を、企業は損金算入できる。
- ・80年代には、公開企業による買収防衛などで言及されることも多かったが、近年は、非公開企業による ESOP の事業承継への活用をめぐる話題が中心的である。
- ・非公開企業オーナーによる ESOP への自社株売却は、一定の要件を満たせば売却益の繰延が認められる。他方、非公開企業 ESOP には、買い戻し義務や年1回の株式評価の義務付けなども課せられる。

- 事例を見ると、雇用の継続性、企業の独立性の保持といった理由で、ESOP を利用した従業員への事業承継が選ばれている。
- ESOP を通じた事業承継は、実際には全ての企業に適するわけではないが、企業オーナーにとっては ESOP の存在により事業承継の選択肢が広がっていると言える。

(野村氏の許可を得て PPT 資料より抜粋)

なお、本研究会の出席者は 25 名（うち会員 15 名）でした。